

補助金等取扱基準

補助金等の名称	障がい者通所施設通所費補助金
補助事業等の目 標	障がい者の障がい者通所施設への通所に係る費用を補助することにより、当該障がい者の負担を軽減し、障がい者の福祉の増進を図る。
補助事業等の対 象 者	諏訪圏域にある次に掲げる施設（以下「障がい者通所施設」という。）に通所し、当該施設が行う送迎を利用していない障がい者 (1) 就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護又は自立訓練の事業を行う事業所 (2) 地域活動支援センター
補助対象経費	障がい者通所施設への通所に係る費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	次の各号に掲げる通所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、当該各号に掲げる通所は、最も経済的かつ合理的な経路での通所でなければならない。 (1) 電車又はバスによる通所 通所に係る電車代又はバス代の合計額とし、1月当たり5,000円を上限とする。 (2) 自家用車による通所（1月当たり10日以上通所した障がい者に限る。） 通所距離が片道2km以上10km未満の場合は2,000円とし、片道10km以上の場合は3,000円とする。 (3) バイクによる通所（1月当たり10日以上通所した障がい者に限る。） 通所距離が片道2km以上10km未満の場合は1,000円とし、片道10km以上の場合は1,500円とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 障がい者が継続して障がい者通所施設に通所することの支援として効果が大きい補助であるため
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成9年12月1日
補助事業等の終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 障がい者が継続して障がい者通所施設に通所することを支援するために3年を超えて補助することが必要であるため
情 報 の公表の方法等	補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。

そ の 他	この取扱基準において「通所」とは、障がい者通所施設において行われる事業を利用するために当該障がい者通所施設に通うことをいい、当該事業を利用しないものは除くものとする。
提 出 書 類	<p>補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 障がい者通所施設通所費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号－1）</p> <p>(2) 通所施設が発行する通所の実績及び通所方法が確認できる書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担 当 部 署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

平成23年 3月31日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）

令和 6年 3月15日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）